

〔原 著〕

UNIVAS 設立の政策形成 —新・政策の窓モデルによる実証研究—

横井 康博

(星城大学)

Policy Formation Process of UNIVAS Establishment: A Case Study Based on the New Policy Window Approach

Yasuhiro YOKOI¹⁾

【Abstract】

The purpose of this paper is to show, through a case study, why and how the UNIVAS, Japan Association for University Athletics and Sport, was established. UNIVAS was established in Japan in March, 2019. It inclusively supervises a variety of university sports club activities nationwide.

In this paper, the author analyzes the policy formation of the UNIVAS establishment based on the new policy window approach. As a result of this analysis, seven interesting facts, supported by both a theory and a proof, have been discovered, five of which are summarized as follows.

1. Government officials, Diet members and Japanese citizens were all involved in multiple policy formation processes at multiple levels in a multi-layered way.
2. Multiple problems in agenda were sufficiently selected and mutually related.
3. With the progress of the policy formation, new policy proposals were added and refined.
4. Policy formation processes became available as problem windows and political windows were both opened
5. Actual policies were realized when the agenda, the lists of policy proposals and political events formed the complete package.

Keyword : UNIVAS, policy formation, new policy window approach, Basic Act on Sports, Japan Sports Agency

キーワード : UNIVAS, 政策形成, 新・政策の窓モデル, スポーツ基本法, スポーツ庁

1) *Seijoh University*

I. 研究の目的

本研究は、大学スポーツ協会 (UNIVAS) が、「なぜ」そして「どのように」して設立されたのかを、事例研究によって解明することを目的としている。

わが国の中学校と高等学校の場合、日本中学校体育連盟と全国高等学校体育連盟がそれぞれ運動部の活動を統括してきた。他方、大学の場合、運動部の活動を大学横断的かつ競技横断的に統括する組織は存在してこなかった。従来、(1) 大学の運動部の活動は、学内では課外活動として位置づけられ、学生を中心に自主的・自律的に運営されてきた、(2) 大学本部には、運動部の活動を競技横断的に管理する部局は存在しなかった、(3) 学外の学生競技団体は競技別・地域別に組織され、それぞれ競技大会を運営してきた。このため大学の運動部の活動の統括組織の必要性は一部で叫ばれてきたが、大学自治が最重視されるなか、実現には至らなかった¹。

こうしたなか、2019年3月、大学スポーツ協会が設立された。UNIVASは、運動部の活動の大学横断的かつ競技横断的な統括組織であり、「学修支援・デュアルキャリア形成支援」、「安心安全な環境整備」、「大学スポーツの価値向上」を設立目的に掲げて活動を開始した。UNIVASは、21世紀の大学スポーツを変革し、さらにわが国のスポーツ全体を大きく変貌させる可能性を秘めている。

それにもかかわらず、UNIVAS設立の政策形成に関しては、これまでは単なる「イメージ」、「規範論」、「実態論」いずれかの観点のみから語られることが多く、理論と実証の双方に裏付けられた説得力のある議論や先行研究は皆無である。

そこで本研究では、UNIVAS設立の政策形成の事例研究を試みる。まずⅡ節において、事例を分析するための理論的枠組である「新・政策の窓モデル」を詳細に検討するとともに、事例を記述し分析する研究方法について説明する。次のⅢ節において、事例を準備期、形成期、実現期の3期に区分し、各期の事例の作成および事例の分析を試みる。最後のⅣ節において、事例の分析結果から発見事実を析出するとともに、本研究の意義を

述べる。

Ⅱ 理論的枠組および研究方法

本研究は、UNIVAS設立の政策形成の事例研究である。われわれは、事例研究に際しては、特定の明確な概念と理論的枠組にもとづく分析によってはじめ、分析結果から理論構築を行うことができると考えている。そこで本研究においても、UNIVAS設立の政策形成を、特定の明確な概念から構成される極めて有効な理論的枠組である新・政策の窓モデルにもとづいて分析する。

この新・政策の窓モデルは、小島・平本 (2020) によって、政策形成を解明するために導出された理論的枠組である²。導出に際しては、コーエン・マーチ・オルセン (1972) の「ゴミ箱モデル」³、キングダム (2011) の「政策の窓モデル」⁴および野中・竹内 (1995) の「組織的知識創造モデル」⁵が参考にされている。

政策の形成・実行は、図1に示されるように、①問題の認識・定義にもとづくアジェンダの設定、②複数の多様な政策案の生成・特定化、③政策案の選択による正式な決定・正当化、④決定・正当化された政策の実行の4つのプロセスからなっている。新・政策の窓モデルは、図1の③「正式な決定・正当化」と④「政策の実行」の前提となる①「アジェンダの設定」と②「政策案の生成・特定化」の2つのプロセスに焦点を合わせ、①、②、③の3つのプロセスを分析・解明しようとするモデルである⁶。

新・政策の窓モデルは、①参加者、②政策アクティビスト、③政策形成の場、④問題、⑤アジェンダ (複数の問題のリスト)、⑥政策案 (単にアウトプットとしての政策案だけでなく、参加者によって積極的に行われる政策案の生成・特定化のプロセスも含む)、⑦政策状況 (複数の政策案のストック)、⑧政治、⑨政治状況 (複数の政治のストック)、⑩政策の窓、⑪政策の決定・正当化、の全部で11の概念によって構成されている。このうち、②政策アクティビストとは、自らが賛成する将来の政策の見返りを期待して、自らの資源 (注目、関心、時間、エネルギー等) を進んで投げようとする参加者である。⑩政策の

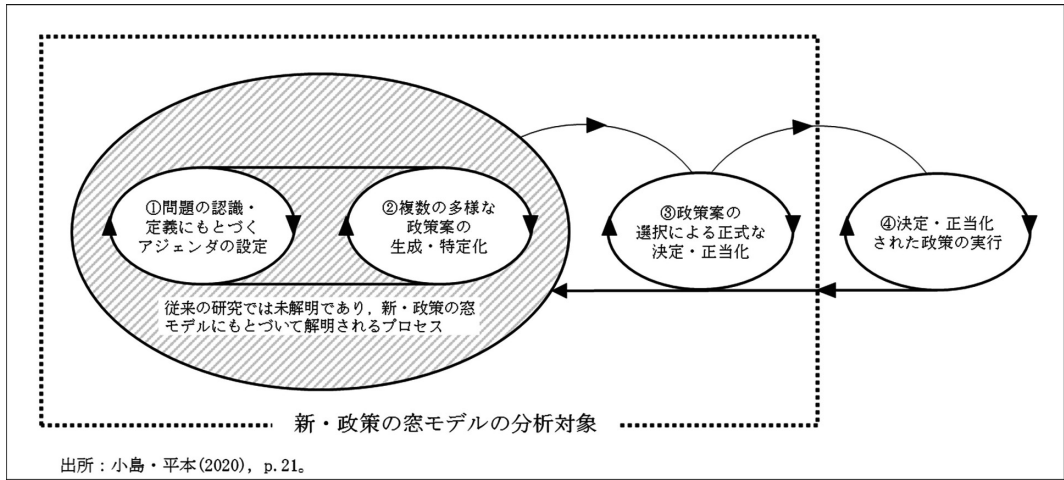


図 1 新・政策の窓モデルの射程

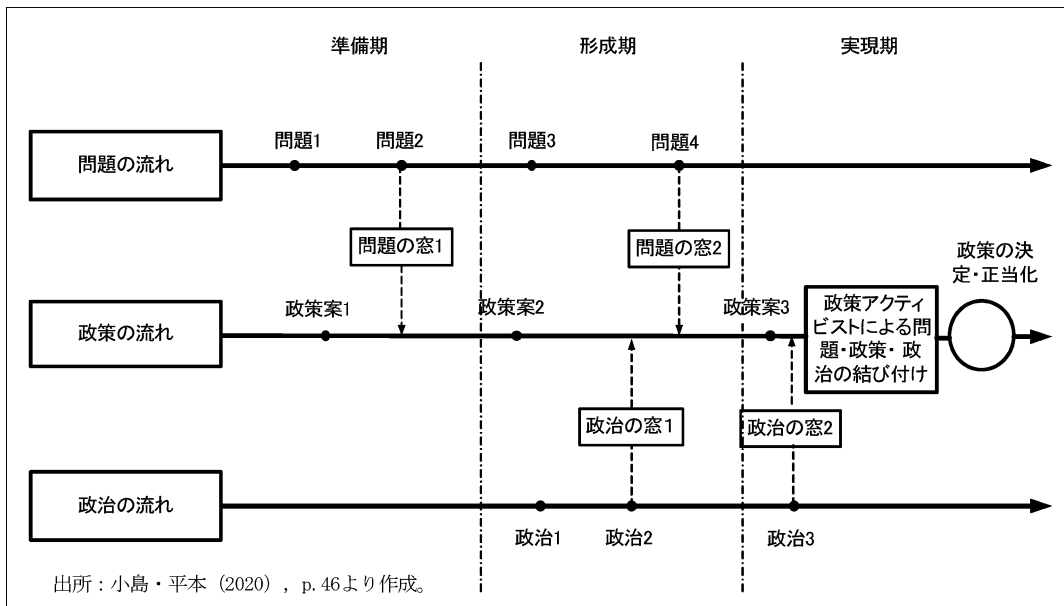


図 2 新・政策の窓モデルの概念図

窓とは、政策アクティビストが、自らが得意とする政策案を推し進めたり、特定の問題を他の参加者に注目させる好機を指しており、問題の窓と政治の窓の2つからなっている⁷。

図2は新・政策の窓モデルの概念図である。以下この概念図を用いて新・政策の窓モデルの概要

を説明する。新・政策の窓モデルでは、特定の政策の長期にわたる形成プロセスは、準備期、形成期、実現期の3期に区分して分析される。

政策形成システムにおいては、問題の流れ、政策の流れ、政治の流れが、いずれも左から右へ流れている。政策形成システムの多種多様な参加者、

特に政策アクティビストは、これら3つの流れの中に、政策形成の場において①認識・定義された問題、②生成・特定化された政策案、③生成・展開された政治をそれぞれ投げ込んでいる。以下3つの流れを順に説明する。

問題の流れ：準備期に問題の窓1、形成期に問題の窓2がそれぞれ開くことを契機に、問題2と問題4が問題の流れの中に投げ込まれている。これら問題2と問題4は、それぞれ開いた問題の窓1と問題の窓2を通過して、政策の流れの中に入り浮遊している。さらに問題の流れの岸にいる参加者は、準備期に問題1、形成期に問題3を問題の流れの中にそれぞれ投げ込んでいる。このうち、問題1は準備期に開いている問題の窓1を通過して、問題3は形成期に開いている問題の窓2を通過して、それぞれ政策の流れの中に入り浮遊している。

政策の流れ：政策の流れの岸にいる参加者は、準備期に政策案1、形成期に政策案2、実現期に政策案3をそれぞれ政策の流れの中に投げ込み浮遊させている。

政治の流れ：形成期に政治の窓1、実現期に政治の窓2がそれぞれ開くことを契機に、政治2と政治3が政治の流れの中に投げ込まれている。これら政治2と政治3は、それぞれ開いた政治の窓1と政治の窓2を通過して、政策の流れの中に入り浮遊している。さらに政治の流れの岸にいる参加者は、形成期に政治1を政治の流れの中に投げ込んでいる。この政治1は形成期に開いている政治の窓1を通過して、政策の流れの中に入り浮遊している。

実現期の合流と結び付き：最終的に、実現期末において、アジェンダ（問題1～4）、政策状況（政策案1～3）、政治状況（政治1～3）は、政策アクティビストによって相互に結び付けられ完全なパッケージを構成する。その結果、当該「政策」は正式に決定・正当化される（図2の○）⁸。

新・政策の窓モデルは、以上の概要からも明らかのように、次の4つの特徴をもっている。(1)偶然性とパターンをともなう現象が理解可能である。(2)突然の劇的な政策変化が分析可能である。(3)政策形成がより能動的な知識創造プロセスとして分析可能である。(4)政策形成が準備

期・形成期・実現期の区分により動的に分析可能である。したがって、新・政策の窓モデルは、政策形成を分析するための極めて有効な理論的枠組と考えられる⁹。

分析は次の手順で行われた。まず、UNIVAS設立の全プロセスを準備期、形成期、実現期の3期に区分し、各期における参加者の行動を詳細に記述した。次に、全3期における参加者の行動ならびに行動間の相互関係を年代記分析によって解明した。

年代記分析においては、政策形成の事象を経時的に追跡するため、事象の因果関係を正確に確認できる利点がある¹⁰。この年代記分析を通じて、UNIVAS設立のプロセスを解明し、発見事実を析出した。なお本研究では、①政策アクティビストを含む参加者に対する聴取調査や未公開の内部資料等のオリジナルデータと、②種々の雑誌・新聞記事、研究論文、書籍等の2次データを用いた。

Ⅲ UNIVAS 設立の事例および分析

表1は、UNIVAS設立の政策形成を準備期、形成期、実現期の3期に分けて分析した結果である。以下表1にもとづいて、各期の事例の簡単な記述および分析を試みる。

1. 準備期（1961.6～2011.6）

準備期は、「スポーツ振興法」成立から「スポーツ基本法」成立までの期間である。

1961年6月、スポーツ振興法が1964年の東京オリンピック開催に向けて議員立法で成立し施行された。その後30年以上にわたって、スポーツ政策の大きな進展はみられなかった。しかし、1998年5月、スポーツ振興投票に関する法律、いわゆるスポーツ振興くじが制定された。また2000年9月、文部科学省によってスポーツ振興基本計画が策定され、その10年計画の中間にあたる2006年9月、スポーツ振興基本計画は改訂された。この前年の2005年9月、東京都は2016東京オリンピックの招致を表明した。このようにスポーツ政策の流れが変わりオリンピック招致も表明されていた2006年2月、トリノ冬期オリンピックの日本チームは、メダル1個の惨敗を喫し

表 1 UNIVAS 設立の年代記分析の結果

		「スポーツ振興法」成立から「スポーツ基本法」成立まで(準備期 1961.6~2011.6)	「スポーツ基本法」成立から「スポーツ庁設置法」成立まで(形成期 2011.6~2015.5)	「スポーツ庁設置法」成立からUNIVAS設立まで(実現期 2015.5~2019.3)
参加者		①文部科学省, ②超党派スポーツ議員連盟, ③自民党スポーツ議員連盟, ④民主党内閣, ⑤民主党スポーツ議員連盟, ⑥関西5私大体育・スポーツ教職員	①文部科学省, ②超党派スポーツ議員連盟, ③自民党スポーツ議員連盟, ④関西5私大体育・スポーツ教職員, ⑦自民党内閣, ⑧下村博文文科大臣	①文部科学省, ②超党派スポーツ議員連盟, ⑥関西5私大体育・スポーツ教職員, ⑨スポーツ庁, ⑩経済産業省, ⑪全国の大学, ⑫競技団体, ⑬スポーツ関連企業(電通)
政策アクティビスト		鈴木寛文部科学副大臣	安倍晋太郎首相	馳浩文部科学大臣
政策形成の場		①スポーツ振興に関する懇談会, ②教育再生懇談会, ③国会	③国会, ④内閣官房2020年オリンピック・パラリンピック東京大会推進室, ⑤スポーツ庁のあり方について検討するPT	⑥スポーツ未来開拓会議, ⑦大学スポーツの振興に関する検討会議(タスクフォース), ⑧学産官連携協議会(3WG), ⑨日本版NCAA設立準備委員会
問題の流れ	アジェンダ		UNIVAS設立(問題①~③)	UNIVAS設立(問題①~⑤)
	問題	①教育としての大学スポーツの革新, ②スポーツ庁の設置, ③スポーツ基本法制定	④日本版NCAA設立, ⑤2020年東京オリンピック・パラリンピック開催準備	⑥大学スポーツの産業化
	問題の窓	①トリノ冬季オリンピックの惨敗	②2020年東京オリンピック・パラリンピック開催決定	③アベノミクス第2ステージ宣言
政策の流れ	政策状況		政策状況(政策案①~⑦)	政策状況(政策案①~⑯)
	政策案	①NCAAの設立・展開, ②関西5私大学の体育研修会の開催, ③2016年東京オリンピック招致活動, ④BUCSの結成・展開, ⑤教育再生懇談会でのスポーツ庁設置等の提言, ⑥超党派スポーツ議員連盟のスポーツ基本法の立法活動, ⑦スポーツ基本法案(成立)	⑧関西5私大学による3つのスポーツ政策会議の開催, ⑨文科省のスポーツ基本計画の策定, ⑩文科省の「スポーツ庁の調査研究事業」, ⑪文科省の「大学改革実行プラン」の公表, ⑫自民党公約「スポーツ庁, スポーツ大臣の新設」, ⑬安倍首相の下村文科相への「スポーツ庁設置の検討」指示, ⑭内閣官房に「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会推進室」設置, ⑮超党派スポーツ議員連盟の「スポーツ庁の創設」の議論とPTの報告書, ⑯スポーツ庁設置法案(成立)	⑰閣議決定「日本再興戦略2016」, ⑱スポーツ未来開拓会議中間報告, ⑲大学スポーツの振興に関する検討会議・最終とりまとめ, ⑳第2期スポーツ基本計画, ㉑閣議決定「未来投資戦略2017」, ㉒閣議決定「2018年度税制改正要綱」, ㉓関西5私大学による大学スポーツ関西会議・コンソーシアム関西の活動, ㉔大学スポーツ協会(UNIVAS)設置案(成立)
政治の流れ	政治の窓	①鳩山内閣の発足	②第2次安倍内閣の発足	③スポーツ庁の発足, ④馳浩文部科学大臣の就任
	政治	①民主党内閣の存続(2009/9~2012/12)	②自民党内閣の存続(2012/12~)	③日本版NCAA設置組織の確定, ④馳浩文部科学大臣の在任(2015/10~2016/8)
	政治状況		政治状況(政治①)	政治状況(政治①~②)
問題・政策・政治の結び付き (政策の決定・正当化)		問題③, 政策案⑥~⑦, 政治①は, 相互に結び付いて部分的なパッケージを構成した。他方, アジェンダ(問題①~③)・政策状況(政策案①~⑦)・政治状況(政治①)の3つは, 相互に全く結び付いていない。	問題②, 政策案⑦, ⑨, ⑫~⑬, ⑮~⑯, 政治②は, 相互に結び付いて部分的なパッケージを構成した。他方, アジェンダ(問題①~⑥), 政策状況(政策案①~⑯), 政治状況(政治①~②)の3つは, 相互に結び付いていない。	アジェンダ(問題①~⑥)・政策状況(政策案①~⑯)・政治状況(政治①~④)の3つは, 相互に結び付いて完全なパッケージを構成した。

た。そこで、2007年2月、文部科学省のスポーツ振興に関する懇談会は、『「スポーツ立国」日本』を提言した。さらに、2009年5月、政府の教育再生懇談会は、①スポーツ基本法の制定、②スポーツ庁の設置、③競技力の向上、④スポーツ振興などを内容とする提言を行った。同じ2009年5月、超党派スポーツ議員連盟は、スポーツ基本法に関する論点整理を了承した。しかし、与野党の主張の隔たりから、法案の提出にまで至らなかった¹¹。

2009年9月、政権が自民党から民主党に交代した。2010年8月、民主党政権下の文部科学省は「スポーツ立国戦略」（スポーツ基本法の整備）を策定した。2011年5月、超党派スポーツ議員連盟はスポーツ基本法案を了承し、同6月、スポーツ基本法が議員立法で成立した。このスポーツ基本法の付則には、スポーツ庁の設置検討が盛り込まれた¹²。

準備期におけるUNIVAS設立に直接関係する参加者の活動は次の通りであった。米国では1910年に設立されたNCAA（National Collegiate Athletic Association）が活発な活動を展開し¹³、わが国では関西5私大体育研修会が1970年代から現在までさまざまな研修会を開催してきた。他方、英国では2008年に設立されたBUCS（British Universities & Colleges Sport Limited）が活動を開始している。

以下表1の準備期について説明する。

(1) 主要な参加者は、①〈文部科学省〉、②〈超党派スポーツ議員連盟〉、③〈自民党スポーツ議員連盟〉、④〈民主党内閣〉、⑤〈民主党スポーツ議員連盟〉、⑥〈関西5私大体育・スポーツ教職員〉であった。

(2) 政策アクティビストは、民主党政権の鈴木寛文部科学副大臣であった。鈴木文部科学副大臣は、超党派スポーツ議員連盟によるスポーツ基本法の立法の不調を受け、2010年5月、民主党スポーツ議員連盟を組織し、専門家・関係団体からヒアリングを行い、1年後の2011年5月、民主党としてのスポーツ基本法案を取りまとめた。彼は、自公案をもとに民主党の考え方を反映させる形で、民主党案（トップスポーツの振興とローカル

スポーツの振興）を起案した。

(3) 政策形成の場は、①〈スポーツ振興に関する懇談会〉、②〈教育再生懇談会〉、③〈国会〉の3つであった。

(4) 問題の流れについて述べる。まず、関西5私大体育・スポーツ教職員は、問題①〈教育としての大学のスポーツの革新〉を認識・定義し、問題の流れに投げ込んだ。次に、超党派スポーツ議員連盟は、問題②〈スポーツ庁の設置〉を認識・定義し、問題の流れに投げ込んだ。さらに、問題の窓①〈トリノ冬季オリンピックの惨敗〉が開いた。この問題の窓①が開いたことを契機に、問題③〈スポーツ基本法制定〉が認識・定義され、問題の流れの中に投げ込まれ、開いた問題の窓①を通して、政策の流れの中に入った。問題①と問題②は、この開いている問題の窓①を通して、政策の流れの中に入り浮遊した。

(5) 政策の流れについて述べる。参加者によって生成・特定化され、政策の流れの中に投げ込まれ浮遊した主要な政策案（単にアウトプットとしての政策案だけでなく、参加者によって積極的に行われる政策案の生成・特定化のプロセスも含む）は次の7つであった。すなわち、①〈NCAAの設立・展開〉、②〈関西5私大学の体育研修会の開催〉、③〈2016年東京オリンピック招致活動〉、④〈BUCSの結成・展開〉、⑤〈教育再生懇談会でのスポーツ庁設置等の提言〉、⑥〈超党派スポーツ議員連盟のスポーツ基本法の立法活動〉、⑦〈スポーツ基本法案（成立）〉である。

(6) 政治の流れについて述べる。2009年9月に政治の窓①〈鳩山内閣の発足〉が開いたのを契機に、政治①〈民主党内閣の存続〉が生成・展開され、政治の流れの中に投げ込まれ、開いた政治の窓①を通して、政策の流れの中に入り浮遊した。

(7) 問題・政策・政治の結び付きについて述べる。準備期末に政策の流れの中で浮遊していた問題③〈スポーツ基本法制定〉、政策案⑥〈超党派スポーツ議員連盟のスポーツ基本法の立法活動〉、政策案⑦〈スポーツ基本法案〉、政治①〈民主党内閣の存続〉が結び付いて、部分的なパッケージを構成し、スポーツ基本法が成立した。他方、最終

的に UNIVAS として組織される日本版 NCAA を設置するという問題は、準備期においてははまだ認識・定義されず、そのための政策案も全く生成・特定化されなかった。このため、アジェンダ（問題①～③）、政策状況（政策案①～⑦）、政治状況（政治①）の3つは、相互に結び付くことはなく、1つのパッケージを構成するには至らず、UNIVAS 設立は実現されなかった。

2. 形成期（2011.6～2015.5）

形成期は、「スポーツ基本法」成立から「スポーツ庁設置法」成立までの期間である。

準備期の最後の2011年6月、スポーツ基本法が制定された。2012年3月、文部科学省は、このスポーツ基本法にもとづいて、「スポーツ基本計画」（以下「第1期スポーツ基本計画」）を策定した。このなかで、オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会の招致・開催等を通じた国際貢献・交流の推進が謳われた。2012年4月、文部科学省は「スポーツ庁の在り方に関する調査研究事業」（予算1千万円）を開始した。この事業は2013年度も継続された。文部科学省は、この時点でスポーツ庁の設置に舵を切ったといえる。同年6月、文部科学省は、近年の行政改革と大学進学者数の減少のなかで、高等教育に対する財政支出を削減し、大学の再編・統廃合を加速させようとする「大学改革実行プラン」を公表した¹⁴。

2012年10月、自民党は第46回衆院選の選挙公約で「スポーツ庁・スポーツ大臣の新設」を謳った。2012年12月、第2次安倍自民党内閣が発足した。内閣発足直後に、安倍首相は下村博文文部科学大臣に「スポーツ庁設置の検討」を指示した。第2次安倍内閣発足の9ヶ月後の2013年9月8日、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催が決まった。9月8日の数日後、下村文科大臣がオリンピック担当相を兼務することが決まり、10月には、内閣官房に2020年オリンピック・パラリンピック東京大会推進室が設置された。他方、2013年10月23日、超党派スポーツ議員連盟の会合で「スポーツ庁の創設」が議論された。2015年3月、安倍首相は、バッハ IOC 会長に「オリンピック担当相とスポーツ庁を設置しオリンピックに備えたい」と訴えた¹⁵。2015年5月13日、「ス

ポーツ庁設置法」が国会で成立した。

以上の出来事からも明らかのように、安倍首相が、スポーツ庁の設置を積極的に推進した。2020年東京オリンピック・パラリンピックは、安倍政権を向こう5年間支える存在だった。「自ら招致に動いた経緯は準備期間中の求心力の維持につながり、オリンピックに伴う経済効果も政権の支持率を下支えするという理由だ¹⁶」。スポーツ庁の設置は、2020年東京オリンピック・パラリンピックの準備の一環であった。

形成期における UNIVAS 設立に直接関係する参加者の活動は次の通りであった。超党派スポーツ議員連盟や関西5私大体育・スポーツ教職員を含む全国の大学は、わが国でも NCAA や BUCS のような運動部の活動の大学横断的かつ競技横断的な統括組織の設立を主張するようになった。さらに、関西5私大体育・スポーツ教職員による①関西5私大スポーツ政策検討会（2012年1月～7月 全3回）、②関西カレッジスポーツ政策会議（2012年8月～10月 全2回）、③大学スポーツ政策関西会議（2012年11月～2015年6月 全13回）がそれぞれ開催された。

以下表1の形成期について説明する。

(1) 主要な参加者は、①〈文部科学省〉、②〈超党派スポーツ議員連盟〉、③〈自民党スポーツ議員連盟〉、④〈関西5私大体育・スポーツ教職員〉、⑤〈自民党内閣〉、⑥〈下村博文文科大臣〉であった。

(2) 政策アクティビストは、安倍晋太郎首相であった。上述のように、安倍は、内閣発足間もない時期に下村文科相に「スポーツ庁設置の検討」を指示した。さらに、2013年9月のIOC総会で2020年東京オリンピック・パラリンピックの招致演説を行い、招致が正式に決定した。安倍は、その後も、2020年東京オリンピック・パラリンピック開催準備の節目のタイミングで表に出て推進を図った。

(3) 政策形成の場は、⑦〈国会〉、⑧〈内閣官房2020年オリンピック・パラリンピック東京大会推進室〉、⑨〈スポーツ庁のあり方について検討するPT¹⁷（文部科学省）〉の3つであった。

(4) 問題の流れについて述べる。まず、超党派

スポーツ議員連盟や関西5私大体育・スポーツ職員を含む全国の大学関係者は、問題④〈日本版NCAA設立〉を問題の流れの中に投げ込み浮遊させた。さらに2013年9月、問題の窓②〈2020年東京オリンピック・パラリンピック開催決定〉が開いた。この問題の窓②が開いたことを契機に、問題⑤〈2020年東京オリンピック・パラリンピック開催準備〉が認識・定義され、問題の流れの中に投げ込まれ、開いた問題の窓②を通過して、政策の流れの中に入り浮遊した。問題④〈日本版NCAA設立〉も、この開いている問題の窓②を通過して、政策の流れの中に入り浮遊した。

(5) 政策の流れについて述べる。参加者によって生成・特定化され、政策の流れの中に投げ込まれ浮遊した主要な政策案は次の9つであった。すなわち、⑧〈関西5私大学による3つのスポーツ政策会議の開催〉、⑨〈文科省のスポーツ基本計画の策定〉、⑩〈文科省の「スポーツ庁の調査研究事業」〉、⑪〈文科省の「大学改革実行プラン」の公表〉、⑫〈自民党公約「スポーツ庁、スポーツ大臣の新設」〉、⑬〈安倍首相の下村文科相への「スポーツ庁設置の検討」指示〉、⑭〈内閣官房に「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会推進室」設置〉、⑮〈超党派スポーツ議員連盟の「スポーツ庁の創設」の議論とPTの報告書〉、⑯〈スポーツ庁設置法案(成立)〉である。

(6) 政治の流れについて述べる。2012年12月、政治の窓②〈第2次安倍内閣の発足〉が開いたのを契機に、政治②〈自民党内閣の存続〉が生成・展開され、政治の流れの中に投げ込まれ、開いた政治の窓②を通過して、政策の流れの中に入り浮遊した。

(7) 問題・政策・政治の結び付きについて述べる。形成期末に政策の流れの中で浮遊していた問題②〈スポーツ庁の設置〉、政策案⑦〈スポーツ基本法案(成立)〉、政策案⑨〈文科省のスポーツ基本計画の策定〉、政策案⑫〈自民党公約「スポーツ庁、スポーツ大臣の新設」〉、政策案⑬〈安倍首相の下村文科相への「スポーツ庁設置の検討」指示〉、政策案⑮〈超党派スポーツ議員連盟の「スポーツ庁の創設」の議論とPTの報告書〉、政策案⑯〈スポーツ庁設置法案〉、および政治②〈自

民党内閣の存続〉が結びついて、部分的な小さなパッケージを構成し、スポーツ庁設置法が成立した。

他方、問題③〈日本版NCAA設置〉が認識・定義され、政治②〈自民党内閣の存続〉が生成・展開されたが、UNIVAS設立に関する政策案は、準備期同様に、全く生成・特定化されなかった。このため、アジェンダ(問題①~⑤)、政策状況(政策案①~⑯)、政治状況(政治①~②)の3つは相互に結び付くことはなく、1つのパッケージを構成するには至らず、UNIVAS設立は実現されなかった。

3. 実現期(2015.5~2019.3)

実現期は、「スポーツ庁設置法」成立からUNIVAS設立までの期間である。

2015年9月24日、安倍首相は、記者会見で新たな「3本の矢」を提唱し、アベノミクスの第2ステージを宣言した。

2015年10月1日、スポーツ庁が文部科学省の外局として設置された。スポーツ庁は、政策課、健康スポーツ課、競技スポーツ課、国際課、オリンピック・パラリンピック課、参事官(地域振興担当)、参事官(民間スポーツ担当)の5課2参事官からなっている。日本版NCAA設置の企画は、次長、参事官(地域振興担当)、政策局によって担当された。

2015年10月7日、馳浩議員が文部科学大臣に就任した。2016年4月、馳文科大臣は、日本版NCAA創設に向けて、自らを座長とする「大学スポーツの振興に関する検討会議」を発足させ、2016年度中に設置の結論を得ることを目指した。メンバーは、文科大臣、スポーツ庁長官、次長、文科省高等教育局長、文科省科学技術・学術政策局長等10名であった。検討会議は、数度の議論を経て、2017年3月、「最終とりまとめ」を行い、2018年度の日本版NCAA創設を目指すとした。この結論は、後述するように、同時期に公表された「第2期スポーツ基本計画」に盛り込まれた。

この時期、政府は、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催準備およびアベノミクスの推進のために、大学スポーツを国の重要施策として位置付けつつあった。2016年2月、経済産業省

とスポーツ庁は、「スポーツ未来開拓会議」を設置し、「大学スポーツは教育的価値に加えて産業的価値を見出していく必要がある」と提言した¹⁸。

2016年6月、政府は「日本再興戦略2016」（アベノミクスの全体像）を閣議決定し、スポーツ関連市場を2025年までに3倍にするために、①大学が持つスポーツ資源の潜在力（人材輩出、経済活性化、地域貢献など）を活用すること、②日本版NCAAの設置に向けた方向性について結論を得ることを明記した¹⁹。

2017年3月、文部科学省は「第2期スポーツ基本計画」を策定した。このなかで、「第1期スポーツ基本計画」とは異なり、大学スポーツ振興を具体的な施策目標として取りあげ、大学が持つスポーツ資源を十分活用するとともに、大学スポーツ振興に向けた国内体制の構築を目指すことを明記した。その具体的施策としては、(1)大学スポーツアドミニストレーター配置大学を100とする、(2)日本版NCAAの創設を支援することなどがあげられた。

2017年6月、政府は「未来投資戦略2017」を閣議決定した。このなかで、(1)日本版NCAAの2018年度中の創設を目指し、学産官連携協議会を設置し制度設計を進める、(2)上述のスポーツアドミニストレーター配置大学を「5年間で」100にすることが明記された。このうち、(1)の学産官連携協議会は2017年9月に発足し、日本版NCAAの役割、業務、事業ロードマップ等を検討し、協議会のなかに設けられた学業充実WG²⁰、マネジメントWG、安全安心WGは、それぞれ個別のテーマを検討した。(2)の大学スポーツアドミニストレーター配置は、2017年12月に決定された2018年度税制改正大綱によって、スポーツ庁で予算化された(1億円)。

2018年3月、日本版NCAA設立準備委員会の委員公募が開始され、同年7月、設立準備委員会が立ち上げられた。2018年10月、日本版NCAAの正式名称が「一般社団法人大学スポーツ協会」に決定した。2019年3月、大学スポーツ協会(UNIVAS)が正式に設立された。

以上の実現期における参加者のすべての活動は、UNIVAS設立に直接関係するものであった。

以下表1の実現期について説明する。

(1) 主要な参加者は、①〈文部科学省〉、②〈超党派スポーツ議員連盟〉、⑥〈関西5私大体育・スポーツ教職員〉、⑨〈スポーツ庁〉、⑩〈経済産業省〉、⑪〈全国の大学〉、⑫〈競技団体〉、⑬〈スポーツ関連企業(電通)〉であった。

(2) 政策アクティビストは、第3次安倍改造内閣の文部科学大臣(2015.10～2016.8)の馳浩であった。彼は、超党派スポーツ議員連盟事務局長を務め、以前から、わが国でもNCAAのような組織を設置すべきであると考えてきた。上述のように、馳浩は、大臣に就任した翌年の2016年4月、日本版NCAA創設に向けて「大学スポーツの振興に関する検討会議」を発足させ、2016年度中に日本版NCAA設置の結論を得ることを目指した。この点に関して、「スポーツそのものも、内閣の目指すスポーツの産業化のこともわかっていた馳浩氏が、文部科学大臣になったことは、(日本版NCAA創設の)大きな推進力になっています」との指摘がある²¹。

(3) 政策形成の場は、⑥〈スポーツ未来開拓会議〉、⑦〈大学スポーツの振興に関する検討会議(タスクフォース)〉、⑧〈学産官連携協議会(3WG)〉、⑨〈日本版NCAA設立準備委員会〉の4つであった。

(4) 問題の流れについて述べる。まず、問題の窓③〈アベノミクス第2ステージ宣言〉が開いた。この窓が開いたことを契機に、問題⑥〈大学スポーツの産業化〉が認識・定義され、問題の流れに投げ込まれ、開いた問題の窓③を通して、政策の流れの中に入り浮遊した。

(5) 政策の流れについて述べる。参加者によって生成・特定化され、政策の流れの中に投げ込まれ浮遊した主要な政策案は次の8つであった。すなわち、⑰〈閣議決定「日本再興戦略2016」〉、⑱〈スポーツ未来開拓会議中間報告〉、⑲〈大学スポーツの振興に関する検討会議・最終とりまとめ〉、⑳〈第2期スポーツ基本計画〉、㉑〈閣議決定「未来投資戦略2017」〉、㉒〈閣議決定「2018年度税制改正要綱」〉、㉓〈関西5私大学による大学スポーツ関西会議・コンソーシアム関西の活動〉、㉔〈大学スポーツ協会(UNIVAS)設置案(成

立)である。

(6) 政治の流れについて述べる。まず実現期の最初の2015年10月1日、政治の窓③〈スポーツ庁の発足〉が開いた。この政治の窓③が開いたことを契機に、政治③〈日本版NCAA設置組織の確定〉が生成・展開され、開いた政治の窓③を通して、政策の流れの中に入り浮遊した。すなわち、スポーツ庁の発足により、スポーツ庁が日本版NCAA設置の企画を担当することが確定したのである。さらに、政治の窓④〈馳浩文部科学大臣の就任〉が開いた。この政治の窓④が開いたことを契機に、政治④〈馳浩文部科学大臣の在任〉が生成・展開され、政治の流れの中に投げ込まれ、開いた政治の窓④を通して、政策の流れの中に入り浮遊した。

(7) 問題・政策・政治の結び付きについて述べる。実現期末に政策の流れの中で浮遊していたアジェンダ(問題①～⑥)・政策状況(政策案①～(24))・政治状況(政治①～④)の3つは、相互に結び付き完全なパッケージを構成した。その結果、UNIVAS設立が実現した。

IV 分析結果の要約と本研究の意義

1. 分析結果の要約

表1に示されるUNIVAS設立の年代記分析の結果から、以下の7つの発見事実が析出される。

【発見事実1】継続的な参加者と一時的な参加者が混在した。

全参加者は、①〈文部科学省〉、②〈超党派スポーツ議員連盟〉、③〈自民党スポーツ議員連盟〉、④〈民主党内閣〉、⑤〈民主党スポーツ議員連盟〉、⑥〈関西5私大体育・スポーツ教職員〉、⑦〈自民党内閣〉、⑧〈下村博文文科大臣〉、⑨〈スポーツ庁〉、⑩〈経済産業省〉、⑪〈全国の大学〉、⑫〈競技団体〉、⑬〈スポーツ関連企業(電通)〉である。

このうち、①〈文部科学省〉、②〈超党派スポーツ議員連盟〉、③〈自民党スポーツ議員連盟〉、⑥〈関西5私大体育・スポーツ教職員〉、⑦〈自民党内閣(民主党内閣時を除く)〉の5者は、政策形成のほぼ全史を通じて一貫して関与した。他方、④〈民主党内閣〉、⑤〈民主党スポーツ議員連盟〉は準備期のみ、⑧〈下村博文文科大臣〉は形成期

のみ、⑨〈スポーツ庁〉、⑩〈経済産業省〉、⑪〈全国の大学〉、⑫〈競技団体〉、⑬〈スポーツ関連企業(電通)〉の8者は、もっぱら実現期のみに関与した。

3名の政策アクティビストに関しては、鈴木寛文部科学副大臣は準備期のみ、安倍晋太郎首相は形成期のみ、馳浩文部科学大臣は実現期のみに精力的に活動し、期が変わるとそれぞれ交替した。

【発見事実2】政府、議員・国会、国民が関わる複数の政策形成の場が、重層的に連結されていた。

準備期の「スポーツ基本法」成立のために設定・活用された場は、①〈スポーツ振興に関する懇談会〉、②〈教育再生懇談会〉、③〈国会〉の3つであった。形成期の「スポーツ庁設置法」成立のために設定・活用された場は、④〈内閣官房2020年オリンピック・パラリンピック東京大会推進室〉、⑤〈スポーツ庁のあり方について検討するPT〉、③〈国会〉の3つであった。実現期の大学スポーツ協会設立のために設定・活用された場は、⑥〈スポーツ未来開拓会議〉、⑦〈大学スポーツの振興に関する検討会議(タスクフォース)〉、⑧〈学産官連携協議会(3WG)〉、⑨〈日本版NCAA設立準備委員会〉の4つであった。3名の政策アクティビストは、各期のより直接的な政策(準備期の「スポーツ基本法」成立、形成期の「スポーツ庁設置法」成立、実現期の大学スポーツ協会設立)を決定・正当化するために、それぞれ上述の複数の場を積極的に設定・活用するとともに、自らもそれらの場に参加した。すなわち、彼らは、複数の場を重層的に連結していたのである。

【発見事実3】アジェンダを構成する複数の問題が、全体として十分な内容を備えるとともに相互に関連していた。

UNIVAS設立というアジェンダを構成した問題は次の6つであった。すなわち、問題①〈教育としての大学スポーツの革新〉、問題②〈スポーツ庁の設置〉、問題③〈スポーツ基本法制定〉、問題④〈日本版NCAA設立〉、問題⑤〈2020年東京オリンピック・パラリンピック開催準備〉、問題⑥〈大学スポーツの産業化〉である。このうち

問題③〈スポーツ基本法制定〉と問題②〈スポーツ庁の設置〉は、いずれも問題④〈日本版 NCAA 設立〉の不可欠の前提となった特に重要で大きな問題であり、問題②、③、④の3つは相互に密接に関連していた。問題⑤〈2020年東京オリンピック・パラリンピック開催準備〉は問題②〈スポーツ庁の設置〉に大きな影響を及ぼした。残りの問題①〈教育としての大学スポーツの革新〉と問題⑥〈大学スポーツの産業化〉は、問題④〈日本版 NCAA 設立〉の下位問題であり、問題①、④、⑥の3つは相互に密接に関連していた。以上のように3つに大別される6つの問題は、全体として密接に結び付いていた。

【発見事実4】政策形成の進展とともに、新たな政策案が追加・洗練された。

準備期の政策案は、政策案①〈NCAAの設立・展開〉、政策案④〈BUCSの結成・展開〉、政策案⑥〈超党派スポーツ議員連盟のスポーツ基本法の立法活動〉、政策案⑦〈スポーツ基本法案（成立）〉の4つを含む7つであった。形成期の政策案は、政策案⑩〈文科省の「スポーツ庁の調査研究事業」〉、政策案⑬〈安倍首相の下村文科相への「スポーツ庁設置の検討」指示〉、政策案⑮〈超党派スポーツ議員連盟の「スポーツ庁の創設」の議論とPTの報告書〉、政策案⑯〈スポーツ庁設置法案（成立）〉の4つを含む9つであった。実現期の政策案は、政策案⑰〈閣議決定「日本再興戦略2016」〉、政策案⑱〈スポーツ未来開拓会議中間報告〉、政策案⑲〈大学スポーツの振興に関する検討会議・最終とりまとめ〉、政策案⑳〈大学スポーツ協会（UNIVAS）設置案〉の4つを含む8つであった。全史を通じて、24の政策案が生成・特定化されたのである。

このように参加者とりわけ政策アクティビストによって複数の政策案が追加・洗練されることで、最終的に決定・正当化された政策案㉔〈大学スポーツ協会（UNIVAS）設置案〉は、さまざまな政策案の内容が統合されたものになった。

【発見事実5】政府関係者の交替と政府内部の管轄争いが、政策形成に大きな影響を及ぼした。

政治は、政治①〈民主党内閣の存続〉、政治②〈自民党内閣の存続〉、政治③〈日本版

NCAA 設置組織の確定〉、政治④〈馳浩文部科学大臣の在任〉の4つであった。このうち、政治①〈民主党内閣の存続〉、政治②〈自民党内閣の存続〉、政治④〈馳浩文部科学大臣の在任〉の3つは、「政府関係者の交替」に対応する²²。この政府関係者の交替により、各期のより直接的な政策（準備期の「スポーツ基本法」成立、形成期の「スポーツ庁設置法」成立、実現期の大学スポーツ協会設立）はそれぞれ進展した。他方、政治③〈日本版 NCAA 設置組織の確定〉は、「政府内部の管轄争い」に対応する。スポーツ庁が設置されたことで、スポーツ庁が日本版 NCAA 設置の企画を担当することが確定し、UNIVAS 設置は確実に進展した。

【発見事実6】問題の窓と政治の窓が複数開いたことにより、政策形成が進展した。

全史を通じて全部で7つの政策の窓が開いた。すなわち、準備期に問題の窓①〈トリノ冬季オリンピックの惨敗〉と政治の窓①〈鳩山内閣の発足〉の2つ、形成期に問題の窓②〈2020年東京オリンピック・パラリンピック開催決定〉と政治の窓②〈第2次安倍内閣の発足〉の2つ、実現期に問題の窓③〈アベノミクス第2ステージ宣言〉、政治の窓③〈スポーツ庁の発足〉、政治の窓④〈馳浩文部科学大臣の就任〉の3つが、それぞれ開いた。

政府内部と周辺の政策アクティビストは、自らの政策案や問題をすぐに使えるよう準備して、政策の窓の開放を待っている。政策の窓の開放は、問題、政策案、政治の3つが部分的あるいは1つに結び付く好機を提供し、政策形成を進展させた。特に重要な結び付きは、政策案と問題、政策案と政治のそれぞれの結び付きであった。

【発見事実7】アジェンダ、政策状況、政治状況が完全なパッケージを構成した場合、政策が実現した。

実現期末のアジェンダ、政策状況、政治状況はそれぞれ次の通りであった。

アジェンダは、問題①〈教育としての大学スポーツの革新〉、問題②〈スポーツ庁の設置〉、問題③〈スポーツ基本法制定〉、問題④〈日本版 NCAA 設立〉、問題⑤〈2020年東京オリンピック・

パラリンピック開催準備), 問題⑥〈大学スポーツの産業化〉の6つからなっていた。これら6つの問題は、上述のように、全体として十分な内容を備え相互に関連し統合されており、アジェンダは、当該政策 (UNIVAS 設立) の多くの参加者によってその解決が支持されていた。

政策状況は、政策案①〈NCAAの設立・展開〉, 政策案④〈BUCSの結成・展開〉, 政策案⑦〈スポーツ基本法案(成立)〉, 政策案⑯〈スポーツ庁設置法案(成立)〉, 政策案⑲〈大学スポーツの振興に関する検討会議・最終とりまとめ〉, 政策案⑳〈大学スポーツ協会 (UNIVAS) 設置案〉の6つを含む全部で24からなっていた。上述のように、政策形成が進展するにつれて、新たな政策案が追加・洗練された。この複数の政策案が追加・洗練されることで、最終的に決定・正当化された政策案⑳〈大学スポーツ協会 (UNIVAS) 設置案〉には、さまざまな政策案の内容が統合されていた。さらに最終的な政策案⑳は、政策案の5つの存続規準をすべて満たしていた²³。

政治状況は、政治①〈民主党内閣の存続〉, 政治②〈自民党内閣の存続〉, 政治③〈日本版NCAA設置組織の確定〉, 政治④〈馳浩文部科学大臣の在任〉の全部で4つからなっていた。これら4つの政治は、全体として十分な内容を備え相互に関連し統合されており、政治状況は、当該政策である「UNIVAS設立」に対してプラスの影響を及ぼしていた。

以上の説明からも明らかなように、実現期末のアジェンダ、政策状況、政治状況は、政策アクティビストによって相互に結び付けられ完全なパッケージを構成した結果、当該政策である「UNIVAS設立」は実現した。

2. 本研究の意義

本研究の意義としては、次の2つがあげられる。

第1の意義は、新・政策の窓モデルにもとづいた事例研究によって、UNIVAS設立の政策形成の実態を正確に記述・整理し解明した点である。分析の結果、新・政策の窓モデルの内容をより深める興味ある上述の7つの発見事実が析出された。たとえば、(1) 発見事実2「重層的に連結された政策形成の場」による参加者のコンテクスト

の共有は、政策形成が極めて能動的な知識創造プロセスとして分析された結果である。(2) 発見事実3「統合的なアジェンダによる政策形成の進展」と発見事実4「統合的な政策状況による政策形成の進展」は、政策形成が準備期・形成期・実現期の区分により動的に分析された結果である。

第2の意義は、わが国のスポーツ政策の形成に政府、議員・国会、国民がどのように関与するのが適切かに関して、重要なことを示唆した点である。具体的には、(1) 今後の政策形成は、スポーツ基本法の立法趣旨に適うと同時に、政策施行組織であるスポーツ庁が関与して行われる。(2) 発見事実2の示唆は、問題を認識・共有したり、政策案についての知恵を出し合ったりするための共有されたコンテクストである政策形成の場は、複数設定され活用され連結される必要があることである (たとえば、大学スポーツの振興に関する検討会議 (タスクフォース)、学産官連絡協議会 (3WG))。(3) 発見事実6の示唆は、政策アクティビスは「政策の窓が開いたら好機を活用せよ」ということである。

本研究の残された課題は、複数のスポーツ政策形成の事例研究を試みることである。本研究はUNIVAS設立の単一の事例研究であり、今後、本研究で析出された発見事実の一般化可能性を高める必要がある。

注

¹小林・友添・清水 (2017), pp. 25-27.

²小島・平本 (2020), pp. 11-127. 小島・平本 (2020) は、わが国において20世紀末から21世紀初頭までの約15年間に実現した非営利法人制度改革 (公益法人制度改革ならびにNPO法と寄付税制の改正) を、新・政策の窓モデルにもとづいて実証的に解明している。

³Cohen, March & Olsen (1972), pp. 1-25.

⁴Kingdon (2011).

⁵Nonaka & Takeuchi (1995).

⁶小島・平本 (2020), pp. 20-21.

⁷小島・平本 (2020), pp. 25-42.

⁸小島・平本 (2020), pp. 44-48.

⁹小島・平本 (2020), pp. 49-52.

- ¹⁰ 小島・平本 (2020), pp. 42-45.
- ¹¹ 後藤 (2011), pp. 49-51.
- ¹² 後藤 (2011), pp. 51-53, p. 56.
- ¹³ NCAA に関しては, Gurney, Lopiano & Zimbalist (2017), 宮田 (2017).
- ¹⁴ 文部科学省は, 2000 年代以降, 「財政支出の削減と教育・研究のための資金確保」を目指す急進的な大学改革政策を次々と打ち出してきた。しかし, これら文部科学省の大学改革政策においては, 日本版 NCAA 構想は全く考慮されていなかった。
- ¹⁵ 『日本経済新聞』(2015/5/14 朝刊)。
- ¹⁶ 『日本経済新聞』(2015/5/14 朝刊)。
- ¹⁷ PT はプロジェクトチームを指す。
- ¹⁸ 高橋 (2017a), p. 79, 花内 (2017), pp. 66-67.
- ¹⁹ 実現期における日本版 NCAA すなわち UNIVAS の設立構想は, 経済産業省が主導するアベノミクスさらには「スポーツの産業化」の一環として提唱された。しかし, 聴取調査の結果, 実際に UNIVAS 設立を推進した文部科学省・スポーツ庁・国会議員・大学関係者は一様に, 次の 2 点を考えていたことが明らかとなった。(1) UNIVAS 加盟大学は, 「教育としての大学スポーツの革新」(学生アスリートの学修支援, 安心安全な環境整備等) に注力すべきである。(2) UNIVAS 加盟大学が, 米国 NCAA 加盟の一部の大学のように「スポーツで稼ぐ」ことは必ずしも容易ではない。
- ²⁰ WG はワーキンググループを指す。
- ²¹ 高橋 (2017b), p. 35.
- ²² 政治は, ① 政府関係者の交替, ② 政府内部の管轄争い, ③ 利益集団の活動, ④ 国民のムードの変化の 4 つからなる。Kingdon (2011), p. 162. このうち, 政府内部の管轄争いに関しては, Kingdon (2011), pp. 155-159. 一般に憲法, 法律, 規則等は, 管轄の範囲を確定する。政府省庁や国会委員会は縄張りを主張する。省庁や国会の委員会の地位は管轄によって影響を受ける。管轄が確定する場合, 政策形成は進展する。
- ²³ 政策案の 5 つの存続規準は, ① 技術的実行可能性が高く, ② コストが許容範囲内に収まり, ③ 政策コミュニティの価値受容性が高く, ④ 議

員に支持され, ⑤ 一般市民に黙認されることである。Kingdon (2011), pp. 131-139, 小島・平本 (2020), pp. 32-33.

参考文献

- Cohen, M. D., J. G. March, and J. P. Olsen (1972), "A Garbage Can Model of Organizational Choice," *Administrative Science Quarterly*, 17, pp. 1-25.
- 後藤雅貴 (2011), 「スポーツ基本法の制定」『立法と調査』(320), pp. 49-56.
- Gurney, G., D. D. Lopiano, and A. Zimbalist (2017), *Unwinding Madness: What Went Wrong with College Sports — and How to Fix It*, Brookings Institution Press. (宮田由起夫訳『アメリカの大学スポーツ—腐敗の構図と改革への道—』玉川大学出版部, 2018)
- 花内誠 (2017), 「スポーツの産学連携をめぐって—日本版 NCAA とは何か?—」『現代スポーツ評論』(36), pp. 66-75.
- Kingdon, J. W. (2011), *Agendas, Alternatives, and Public Policies*, updated 2nd edition, Harper-Collins College Publishers. (笠京子訳『アジェンダ・選択肢・公共政策—政策はどのように決まるのか—』勁草書房, 2017)
- 小林至・友添秀則・清水論 (2017), 「座談会: 日本版 NCAA 創設をめぐって—大学スポーツの活性化は可能か—」『現代スポーツ評論』(36), pp. 19-36.
- 小島廣光・平本健太 (2020), 「政策形成と非営利法人制度改革—新・政策の窓モデル—」『経済学研究』(北海道大学) 70 (1), pp. 11-127.
- 松畑尚子・伊坂忠夫・長積仁・松永敬子・窪田通雄 (2018), 「大学スポーツ改革のあゆみ」大学スポーツコンソーシアム KANSAI 編『大学スポーツの新展開—日本版 NCAA 創設と関西からの挑戦—』晃洋書房, pp. 1-21.
- 宮田由起夫 (2017), 「アメリカの大学スポーツ NCAA から何を学ぶか」『現代スポーツ評論』(36), pp. 37-52.
- 中村哲也 (2017), 「日本版 NCAA 構想の問題点と課題」『現代スポーツ評論』(36), pp. 53-

65.

Nonaka, I., and H. Takeuchi (1995), *The Knowledge-Creating Company: How Japanese Companies Create the Dynamics of Innovation*, Oxford University Press. (梅本勝博訳『知識創造企業』東洋経済新報社, 1996)

高橋義雄 (2017a), 「企業と大学スポーツの新しい形—大学スポーツの収益化の可能性—」『現代スポーツ評論』(36), pp. 76-84.
—— (2017b), 「日本版 NCAA 構想の全体像と今後の議論展開」『Coaching Clinic』2017/07, pp. 34-37.